

四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 平成30年8月6日(月) 午後6時00分～午後8時00分
- 2 場 所 : 四日市市役所 7階 部長会議室
- 3 議 題 : 公契約条例の施行状況について
- 4 出席委員: 小林会長、吉田委員、森川委員、西川委員、生川委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 内田総務部長、松浦調達契約課長、勝木調達契約課長補佐
- 6 傍聴者 : なし
- 7 議 事 : 公契約条例の施行状況について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

○資料「公契約条例の施行状況について」事務局より説明

○ 委員

(配布資料5ページの表について)

「印刷(130万円以上)」の契約については入札契約方法が指名競争入札のみとなっているのはなぜでしょうか。「業務委託」等その他では、一般競争入札や随意契約等複数
の入札契約方法があるようですが。

○ 事務局

「物品」は一者しか取り扱いがない場合があります、随意契約を行うことがあります。また、「業務委託」は、例えばシステムの保守など開発業者しかできない場合があります、随意契約を行うことがあります。また、「リース」は、例えば複数年契約でリース契約していたものを延長する場合に随意契約を行う場合があります。一方、「印刷」は一般的に一者しかできないという性質のものではなく、平成29年度につきましては指名競争ですべて実施することができたためです。

○ 委員

指名競争入札は透明性等に問題があるとして見直されてきている背景があります。「工事」では、一部、指名競争入札を行っていると思いますが、「印刷」は昔からすべて指名競争で行っているのでしょうか。

○ 事務局

「物品」、「業務委託」、「印刷」、「リース」につきましては、四日市市では基本的に指名競争入札で行っており、一部、一般競争入札で行っています。「業務委託」で一般競争入札を行っている例としては、施設の総合管理などがあります。また、「リース」で一般競争入札が一件挙がっておりますが、例えば学校のプレハブ校舎のリースなど建物のリースにつきましては、一般競争入札で実施する取り決めがございます。

- 委員
「印刷」で「130万円以上」、「リース」で「40万円以上」と金額が書かれていますが、これは公契約条例で謳っているのですか。
- 事務局
公契約条例の中では謳っておりません。
- 委員
すると、「130万円以上」としている理由は何かあるのでしょうか。
- 事務局
130万円以下のものにつきましては、入札ではなく「見積合せ」により契約を行っています。
- 委員
各課で契約を行っているのですか。
- 事務局
10万円以上につきましては、調達契約課で契約を行っております。一方、10万円未満は各担当課で契約を行っております。
- 委員
10万円未満は件数がわからないということですか。
- 事務局
調達契約課では、10万円以上は件数を把握しておりますが、10万円未満につきましては把握しておりません。
- 委員
10万円未満につきましては、各課で契約を行っているので、調達契約課では全く分からないということですか。
- 事務局
10万円未満につきましては、各担当課での契約となり、調達契約課に契約依頼がありませんので把握しておりません。しかし、システム上調べることは可能であると思えます。
- 委員
(配布資料3ページの公共工事設計労務単価について)
7番、40番、42番、48番で労務単価が「設定なし」となっているのは、工事自

体がなかったという理解でよろしいですか。

○ 事務局

国土交通省によりますと、40番、42番、48番につきましては、十分な有効標本数が確保できなかったため、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかったとされています。7番につきましては、三重県の公共工事設計労務単価で「空欄」となっていたため、「設定なし」と記載しました。なお、愛知県でも「空欄」となっています。一方、岐阜県及び静岡県では公共工事設計労務単価が記載されています。

○ 事務局

国土交通省が1000万円以上の工事を母集団として、無作為抽出により標本を集めており、有効標本数が10万人分必要としているところ、7番、40番、42番及び48番につきましては有効標本数が10万人に満たなかったため、公共工事設計労務単価は「設定なし」とされています。

○ 委員

公共工事設計労務単価が設定されていない場合、どのように設計しているのですか。

○ 事務局

何らかのルールに基づいて労務単価を設定し、工事費を設計しているはずですが、そこまでは現在調達契約課で把握しておりませんので、調査いたします。

○ 委員

公共工事設計労務単価が設定されていない場合、去年度のデータを引用するなどしていると思いますが、労働環境チェックシートで報告のあった労務単価と公共工事設計労務単価の比較は行っていますか。

○ 事務局

資料の38ページをご覧ください。左から2番目の列の工種の下に括弧書きで公共工事設計労務単価を記載しております。また、この列以降に各工事を請け負った業者さんから報告いただいた労務単価を記載しており、これらの数字の比較を行っております。

○ 委員

労働環境チェックシートは、集め始めて何年になりますか。

○ 事務局

条例は平成27年1月1日に施行しており、約3年になります。

○ 委員

3年分の賃金のデータが集まってきていると思いますが、平均などは割り出していま

すか。

○ 事務局

工事によっては労務単価の報告の無い工種もありますので、3年分のデータだけで標本数として適当であるかという問題はありますが、単純に平均を出すという事はできません。

○ 委員

ある程度、市で労務単価を設定した方が良いと思います。

○ 事務局

国土交通省から発表のあった最新の労務単価に基づいて工事価格を設計しており、市の予算としてもこの労務単価が見込まれているところです。

○ 委員

近い将来、学校に空調を導入すると伺っていますが、このような工事の労務単価や労務費等は、資料5ページにあるような「測量・調査・設計業務委託」を受託したコンサルタントが積算しているのですか。

○ 事務局

このようなコンサルタント業者により設計図面等が作成されますが、最終的に入札にかかる予定価格につきましては、それらの設計図面に基づいて、労務費等必要な経費の積算を市で行っています（官積算）。従いまして、「測量・調査・設計業務委託」を受託したコンサルタントが積算を行っているわけではありません。

○ 事務局

技師が配置されていない部署もありますが、官積算の多くは営繕工務課が行っております。学校等の教育施設につきましては、技師が配置されている教育施設課が積算を行っています。技師が配置されていない部署につきましては、仕様書を作成して営繕工務課等に依頼し、積算を行っています。

○ 委員

今年も今秋からの最低賃金の上昇が発表されている中、ビルメンテナンス業では複数年契約で業務を受託しておりますが、このような複数年契約では、入札のあった当初の業務価格の設計の時期から賃金が随分かわってきますので、このことを踏まえてしっかりと予算を組んでいただきたいと思います。

また、資料8ページで「物品・業務委託関係においては、直近の契約実績、値引き率、入札参加者からの見積りを活用して、適正な予定価格の設定に努めた。」とありますが、あまり見積もりを取っていただくことが少なかったという実感がありますので、今後は各業者からの下見積りをぜひ活用していただきたいと思います。

その他、ビルメンテナンス業務等の「物品・業務委託」につきましては、最低制限価格を70%と設定していただいておりますが、その根拠を教えてください。人件費が占める割合が高いこれらの業務においては、最低制限価格の70%では業務を行えないのが現状であり、最低制限価格を引き上げていただきたいです。

○ 事務局

国は低入札価格調査制度の失格基準価格の下限を70%としており、多くの自治体がこのラインを目処に70%を最低制限価格としています。一方で、自治体が国から補助金を受ける際には、国はその落札額に応じて補助金を出すこととなりますので、国と違う70パーセントを超える最低制限価格を設定している中で補助金額が決定した場合、会計検査院の検査で指摘されることとなります。このようなことを背景として、多くの自治体で70%を最低制限価格として設定しているのが実情です。また、税金を納めている市民の立場に立つと、国や他の自治体が70%でやっているのに、四日市市だけが低い最低制限価格を設定して、高い金額で業務を委託しているというのは、市民の理解を得ることが難しいというのが現状です。その他、国も市場調査に基づいて、随時、最低制限価格を算出する計算式の係数を見直していただいております。

○ 委員

土木は入札に20者程度参加して、建築は3～5者程度参加している中で、土木の最低制限価格が時価にそぐわない場合もあると思いますが、そのようなことを踏まえて最低制限価格の計算式の微調整をするなど対策を行っていますか。

○ 事務局

四日市市のような産業都市においては、民需が多いこともあって業者数が多く、入札参加者も多いため、価格競争が激しく入札額が最低制限価格に張り付くことがよくあります。従いまして、くじ引きになることが多くあり、市議会でも是正できないかと指摘されておりますが、なかなか抜本的な対策がないのが現状です。

○ 委員

建築は入札業者が3～5者と少ない場合でも、見積りすると採算が合わないと判断されるケースが多くあります。中には何とかなるだろうと「えいや」で落札する業者もいますが、下見積りを活用して時価を最低入札価格に反映し、もっと入札に参加しやすくないだろうかと考えています。

○ 事務局

ご指摘のように、入札が不調になるたびに、下見積りの重要性を実感しております。人件費が毎年のように3%ずつ上昇していく中、数年前の実績から予算を積算すると、10%ぐらい足りないということがよくありますが、このようなケースでは下見積りが有効な方法のひとつとして認識しているところです。

○ 事務局

予算の要求部署は財政部局に予算を要求する際に、労働賃金の上昇や材料費の高騰など、下見積りを活用するときの背景をしっかりと説明し、要求側の主張を通さないといけないと思います。最近、複数年度契約においては、人件費の毎年の上昇率を見込んでの予算要求が増えてきておりますが、説明材料が足りないと、財政部局としてはやはり過去の実績をもとに予算を組まざるを得ないので、予算要求部署はしっかりと説明していく必要があると思います。また、実績をもとに積算した予定価格で入札しても不調となるケースが増えてきておりますので、総務部としても財政部局にしっかりと働きかけていく必要があると思います。

○ 委員

ある業者さんの話では、市の想定している業務価格が実勢価格と乖離してあまりに安いので、仕事を引き受けられないことがよくあると聞いています。予算を組む際や発注の際には、下見積りをしっかりと活用していただきたいと思います。

○ 委員

業者が積算ソフト使って最低制限価格を計算して入札することで、くじ引きの件数が多くなってしまっている現状があり、市もいろいろな部署で改革しようと話し合っていることと思いますが、毎年同じ状況が続いているかと思っておりますので、より具体的な解決策を考えていく必要があると思います。

○ 事務局

くじ引きが多くなっている現状に対するご批判はいろいろなところからいただいておりますが、一方で、くじ引きが多くなっている現状はダンピング対策が功を奏しているということもできます。くじ引きをしないということは、単に価格競争をして最も安い価格を入札した者が落札することとなりますが、そのことによりダンピング等の別の弊害を生んでしまいます。国もそれではいけないということで、最低制限価格の計算式を作成しているところです。また、最低制限価格を設定することは一定の労務単価を確保する狙いもあります。両者は裏腹の関係にあり、ダンピング対策とくじ引き回避のどちらのメリットを取るかということで、全国的にどの自治体も悩んでいる状況です。

くじ引きを回避する一つの方法として、最低制限価格をブラックボックス化してしまう方法も考えられますが、それはそれでまじめに積算しても制限価格を下回ってしまうなど、業者さんにとって別の不満も出てきてしまうことが考えられます。

現状、今の方法がベストであるとは考えていませんが、妥協案としてはベターであると考えています。

○ 事務局

昔は最低制限価格の率そのものをくじで決めていたこともありますが、それこそ入札に参加される方の努力が報われないということがあり、それではいけないだろうということで、今の制度になっております。最低制限価格をブラックボックス化するとまた企

業側の努力が報われない部分が出てくる可能性があります。ひとつの突破口として、価格とそれ以外の要素で評価する総合評価方式の一般競争入札が考えられます。これを全件数やるとなると行政側もパンクしてしまうため不可能であるわけですが、総合評価方式による入札の件数を増やしていく努力は必要であると思います。

○ 事務局

今年度は、舗装工事を総合評価方式で入札するように対象の範囲を広げているところです。

○ 委員

取りぬけ制度の導入状況はいかがですか。

○ 事務局

道路の修繕等で2抜けや1抜け制度を実施しています。

○ 委員

建築ではくじ引きになりやすく、土木ではくじ引きになりやすいのはなぜですか。

○ 事務局

土木の場合、例えば舗装工事では、長さや幅が違いくらいなので、予定価格の積算の方法が一緒であるため、ほぼみなさん最低制限価格をぴったり当ててきます。一方、建築の場合、様々な設備などを据え付けるにあたって、その価格につきましては業者さんの下見積りをもとに積算されるため、最低制限価格をぴったり当てるのが難しくなっております。そのため、建築はくじ引きになりやすくなっております。

○ 委員

国の方針として、週休二日制や割増賃金など働き方改革という方針が示されましたが、労働環境チェックシートでこのようなことを付け加えていくことは考えていますか。

○ 事務局

国や県の会議に出席すると、週休二日制を予算や設計できちんと見込まなければいけないとよくいわれます。特に建設業界、土木業界においては、若年労働者が入ってこない、高齢化が進んでいるなど、業界の需要があるのに携わる労働者が先細りである現状を受けて、もっと労働環境を良くしていかなければならないといわれています。

国は週休二日制の導入等労働環境の改善に取り組んでいる企業に対して、総合評価の中で加点する制度の導入を検討する動きがあると聞いております。今後我々も、そのような制度を導入した業者さんにメリットが出るような方法について研究して参ります。

○ 委員

下請けの労働環境についても、労働環境チェックシートを活用してチェックするとよ

いと思います。

○ 事務局

下請けの労働環境につきましては、元請を通して下請けの労働環境チェックシートも集めることとなっておりますので、漏れがないようチェックして参ります。

○ 会長

委員からお話のあった完全週休二日制の導入に関する項目は、労働環境チェックシートにありますか。

○ 事務局

今の労働環境チェックシートにはございません。

○ 事務局

労働環境チェックシートの内容は時代に合わせて変えていかなければならないと認識しております。

○ 会長

今後、いただいたご意見等を踏まえて変えていっていただければと思います。

○ 委員

どの業種においても人手不足が非常に深刻です。我々も人材確保の努力を続けていかなければならないと考えておりますが、行政でも何か対策はできないでしょうか。

○ 事務局

経営者さんとしては、非常に大変であろうと思います。労働市場という視点で見れば、労働者の賃金を上げる方向に向かっている中で、行政も適切な人件費を予算に見込んでいく努力が必要であろうと認識しております。また、工事の労務単価につきましては、改正がある都度、契約済みの案件にも遡って適用しています。

○ 事務局

労働環境の改善に向けた突っ込んだ施策はなかなかできませんが、市の事業の方針について情報提供をしっかりと、業者さんが人手を確保する時間が十分取れるようにしていかなければならないと考えています。

○ 会長

業務委託についても発注見直しを行うことを検討していくということでしょうか。

○ 事務局

複数年度にわたるものについてはなかなか難しいところがありますが、今までやって

きた事業が今後も同じサイクルで継続するのか、あるいは枝分かれするのか、新たな業務委託が発生するのか、情報提供できる範囲で実施していかなければならないと考えています。

○ 事務局

国は、建設工事の発注時期の平準化について求めています。そういった視点も大事であると認識しております。

○ 会長

労働単価の上昇を発注者側がしっかりと予算や設計に見込まないと、官製ワーキングプアを生まないようにするための最低制限価格制度が、発注側の労働単価がいつまでも低いようでは、まさに官製ワーキングプアにならないと受注できないようではおかしいですから、そこはしっかりと行政側で検討していただきたいと思います。

○ 委員

労働安全衛生法が改正され、使用者が安全対策を取らないと使用者責任が問われ罰せられるという状況になっております。最近、暑い日が続き、多くの方が熱中症になっていると思いますが、市が入札している案件で、労働者が倒れた人数など、市で把握しているのでしょうか。

○ 事務局

労働現場で事故があった場合は、入札参加資格の停止等のペナルティがあり、市に報告があるようになっております。今年度、そのような報告はございませんので、今のところ安全対策はしっかり行われているものと認識しております。

○ 委員

四日市労働基準監督署やある事業者の話では、気温が38℃を超えると現場仕事をストップするようにしている事業者が、一部で出てきていると聞いています。市は発注者側ですから、そこまで踏み込んでチェックする必要はないということですね。わかりました。

○ 委員

資料7ページの入札参加資格停止状況について、長岡設計㈱が虚偽記載と契約違反で2度入札参加資格停止となっておりますが、どのような内容だったのでしょうか。

○ 事務局

長岡設計㈱の虚偽記載につきましては、退職者で在籍していないにもかかわらず、技術者としてその方の名前を使って入札に参加していたという案件です。また、契約違反につきましては、虚偽記載の案件の前に受託していた別件において、納期までに成果品を納品しなかったという案件です。そのようなことで、同社に対し2回指名停止を行い、

現在も指名停止中でございます。

○ 委員

建設業界は資格制度で厳しく規制されております。一方で、人手不足で資格者が足りない上に高齢化も進んできている現状があります。今後予測されるケースとして、手持ち工事のある技術者が高齢でダウンしてしまった場合、今までは同じ資格を持つ別の技術者を充てればよかったです、今後は技術者を充てることができないケースも考えられます。このようなケースでは、市はどのような対応をすると予想されるのでしょうか。

○ 事務局

代わりの技術者を充てることができなかった場合、契約違反ということになってしまうと考えられます。

○ 委員

民間の工事の場合は、他の業者から技術者を借りてきて、すなわち一時的に入社してもらって技術者として充てる応急措置ができますが、公共工事は配置技術者の要件として三か月以上の雇用を必要とするため、同じ資格を持つ別の技術者を充てられない場合が考えられます。このような場合は、この時点で契約違反ということになってしまうのでしょうか。そうすると、今後はスペアの技術者を用意しておかなければならないという状況になっていくのでしょうか。事業者が故意に技術者を充てられない状況を作った場合は、罰せられても仕方ないと思いますが、健康上の理由で技術者を充てられなくなってしまった場合に、今後どのように対応していけばよいのでしょうか。

○ 委員

今後、委員がおっしゃるケースは十分あり得ると思います。このようなケースでは、緊急避難的に下請けから技術者を充てるようなことも考えないといけないと思います。

○ 事務局

やむを得ない場合は、建設業法で認められる範囲で、協議の余地はあると思います。

○ 会長

技術者の高齢化問題の対策として、県の総合評価方式では、一部、配置予定技術者の経験は問わないとしており、資格のある若手技術者の育成を指向するものも出てきています。場合によっては、そのようなことも考えていかないといけないのではないのでしょうか。

○ 事務局

まさに今、当市でも、会長におっしゃっていただいた、若手を育成するような工事の発注を行っているケースも一部でございます。今後、そういった発注が増えていくもの

と考えています。

- 参考資料「前回の公契約審議会開催以降の制定自治体の特徴」について、事務局より説明
- 会長
ほとんど実効性を伴っていないであろうと思われる理念条例にすぎないようなものから、実際に運用していこうと思うとかなり厳しい条例まで、バリエーションが出てきたなという印象がありますが、今の事務局からの説明を受けて、何かご質問はありますでしょうか。
- 委員
この中で、人口30万人ぐらいの同格市はどこですか。
- 事務局
津市が該当します。
- 委員
津市の条例の適用労働者の範囲につきまして、資料では「事務員や個人事業主は除く」となっておりますが、間違いないでしょうか。
- 事務局
津市の公契約条例の手引きというものがございまして、資料はホームページから引用しており、条例の適用労働者の範囲としては、「事務員や個人事業主（一人親方）については対象外」と記載されています。
- 委員
市長の方針では、新聞にも出ていたと思いますが、5年後の労働報酬下限額の導入を目指すと言い切っておりますし、労働者の中には一人親方等もすべて含めると明言しておりましたので、市長の言っていた内容と公契約条例の手引きの内容が異なっているようです。
- 会長
人口30万人ぐらいの同格市についてですが、目黒区が28万人ぐらいで同格市に当たると思います。
- 事務局
目黒区は、この中ではかなり厳しい条例となっております。「虚偽の報告を行った場合は、その旨を公表し、契約を解除することができる」とされておりますが、本当に実効性のあるチェック体制をどのようにとっているのか、今後、他の自治体の状況を調べていき

たいと考えています。

○ 委員

先ほどの働き方改革にも関連しますが、労働条件に関する帳票で、各自治体でどのような項目を設定しているのか、調べてみるとよいと思います。世田谷区の公契約条例では労働条件確認帳票という確認シートがあるとのことで、2年前の審議会でも話題になっていたかと思いますが、四日市市でも参考になるかもしれません。

○ 事務局

4月から高山市では労働環境報告書というものを導入し、その中で労働環境をさらに向上させる取り組みに関する事項を設定しており、「ワークライフバランスを推進するための取り組みを行っていますか」という設問や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画を策定していますか」、「次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定していますか」といった設問がございます。高山市ではこういったことに目を向けて取り組んでいるということが、この設問から感じられます。

○ 委員

逆に負担になりすぎてもいけないので、バランスが難しいですね。

○ 事務局

このようなチェックシートを通じて、国や市の考え方や求めていることを事業者に意識させる意味では有効であると思います。

○ 会長

男女や次世代などの行動計画については、三重県の総合評価方式においても加点の対象になっています。そういった意味では、事業者さんにも国や市の考え方が意識づけされてきているのだらうと思います。

次回の審議会においては、各自治体の労働環境チェックシートの項目を事務局でまとめていただくなど、資料を作成していただくとよいかもしれません。

○ 事務局

承知しました。次回はそのような資料をご覧いただいてご議論いただけるよう、準備いたします。

○ 会長

では、これで審議は以上とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。